

第3章 旅行業協会

○旅行業協会

(指定)

第41条 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があった場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができるものと認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

- (1)申請者が一般社団法人であること。
 - (2)申請者が旅行業者等及び旅行サービス手配業者のみを社員とするものであること。
 - (3)申請者の定款が社員の資格の得喪に関し第43条の規定に適合するものであること。
 - (4)申請者が第60条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者でないこと。
 - (5)申請者の役員のうちに第6第1項第(1)号から第(4)号まで又は第(6)号のいずれか該当する者がいないこと。
 - (6)申請者の役員のうちに心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がいないこと。
- 2 観光庁長官は、前項の指定をしたときは、その指定した者(以下「旅行業協会」という。)の名称、住所及び事務所の所在地並びに第48条第1項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日を官報で公示しなければならない。
- 3 旅行業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 4 観光庁長官は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

《法第41条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(旅行業協会の指定の申請)＝法第41条第1項関連

規則第57条 法第41条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1)名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2)事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1)定款
 - (2)登記事項証明書
 - (3)社員である旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日を記載した書類

- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 法第42条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- (6) 最近の事業年度における事業報告書及び収支決算書
- (7) 法第41条第1項第(4)号から第(6)号までに掲げる要件を備えていることを証する書類

(心身の故障により法第42条各号に掲げる業務を適正に行うことができない者)

＝法第41条及び第42条関連

規則第57条の2 法第41条第1項第(6)号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により法第42条各号に掲げる業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(名称等の変更の届出)＝法第41条第3項関連

規則第58条 法第41条第3項の規定による変更の届出は、変更しようとする日の2週間前までに書面によりしなければならない。

ポイント解説 (法第41条関連)

本条は、旅行業協会が観光庁長官から指定を受けることができるための要件等について定めている。

1. 旅行業協会

現在、観光庁長官から指定を受けている協会としては、「一般社団法人日本旅行業協会」(Japan Association of Travel Agents<JATA>)及び「一般社団法人全国旅行業協会」(All Nippon Travel Agents Association<ANTA>)の2つがある。

2. 本条からの出題傾向：本条からは、過去ほとんど出題されていないが、旅行業協会がどのように指定されるかを定めた条文であるので、一読しておくのが望ましい。

★★★

(業務)

第42条 旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

- (1) 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決
- (2) 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
- (3) 旅行業務に関し社員である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と取引をした旅行者に対しその取引によって生じた債権に関し弁済をする業務(以下「弁済業務」という。)
- (4) 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する指導
- (5) 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の確保又は旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報

《法第42条に関する施行規則その他の命令》※P151規則第57条の2 参照

ポイント解説 (法第42条関連)

本条は、法第1条(目的)に定める「旅行業務に関する取引の公正の維持」、「旅行の安全の確保」、「旅行者の利便の増進」を達成するために旅行業協会がなすべき業務(法定業務)を定めている。

1. 旅行業協会の法定業務

次の5つの業務が旅行業協会の法定業務である。

- (1) 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決(第1号)

旅行業協会は、苦情の申出人として、「旅行者」だけでなく「旅行に関するサービスを提供する者」からの苦情についても解決をはからなければならない。また、「社員」に対する苦情だけでなく、「社員以外の旅行業者等又は旅行サービス手配業者」に対する苦情についても解決をはからなければならない。

- (2) 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修(第2号)

旅行業協会が実施する研修は、「社員」だけでなく、「社員以外の旅行業者等又は旅行サービス手配業者」も参加できるようにしなければならない。

- (3) 旅行業務に関し社員である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と取引をした旅行者に対しその取引によって生じた債権に関し弁済をする業務(第3号)

旅行業協会が行う弁済業務において、業務の対象となる旅行業者は、「社員」に限られる。又、旅行サービス手配業者には、弁済業務保証金制度はないので弁済業務そのものがないことに注意。

- (4) 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する指導(第4号)

旅行業協会が行う指導の対象は、「社員」だけに限らず「社員以外」の旅行業者等又は旅行サービス手配業者も対象となる。また、「旅行業者等又は旅行サービス手配業者」のみを対象としており、「運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供者」や「旅行者」は指導の対象とはならない。

- (5) 旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する取引の公正の確保又は旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報(第5号)

2. 本条からの出題傾向：毎年、「旅行業協会の法定業務として定められているか否か」を問う問題の形で出題されているので、正確に判断することができるよう準備を要する。

【法定業務として定められていない業務の例】

- ・ 旅行者等又は旅行サービス手配業者の健全な経営を確保するために必要な融資
- ・ 旅行業務に関する苦情の解決のため、旅行者等又は旅行サービス手配業者の営業所への立入検査
- ・ 訪日外国人旅行者の増加のための諸施策等の策定及び推進
- ・ 旅行に関するサービスの提供をする者に対する研修
- ・ 旅行需要を喚起するための各種イベントの開催
- ・ 訪日外国人旅行者数の増加のための諸施策の推進
- ・ 旅行業務に関し社員である旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者若しくは旅行サービス手配業者と取引をした運送・宿泊業者等に対し、その取引によって生じた債権に関し弁済をする業務
- ・ 取引の公正を確保するための旅行者等又は旅行サービス手配業者に対する業務監査
- ・ 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の利益増進のための調査、研究及び広報

3. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.169「問題23」

（社員の資格及び加入）

第43条 旅行業協会は、社員の資格について、旅行者、旅行者代理業者又は旅行サービス手配業者の別以外の制限を加えてはならない。

2 旅行業協会は、社員としての資格を有する旅行者等又は旅行サービス手配業者が旅行業協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の社員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

（社員の加入及び脱退の報告）

第44条 旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失ったときは、直ちに、その旨を観光庁長官に報告しなければならない。

《法第43条に関する施行規則その他の命令》なし

《法第44条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

（社員の加入及び脱退の報告）＝法第44条関連

規則第59条 法第44条の規定による報告は、社員の加入又は脱退につき次に掲げる事項を記載した報告書を提出することによりしなければならない。

- （1）新たに加入し、又は脱退した社員の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日
- （2）加入又は脱退の年月日

(苦情の解決)

★★★

第45条 旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から旅行者等又は旅行サービス手配業者が取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該旅行者等又は旅行サービス手配業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 旅行業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該旅行者等又は旅行サービス手配業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 社員は、旅行業協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 旅行業協会は、第1項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について社員に周知させなければならない。

《法第45条に関する施行規則その他の命令》なし

ポイント解説 (法第45条関連)

本条は、法第42条で定める旅行業協会の法定業務のうちの1つ「苦情の解決」についてその方法及びそのために与えられた権限について定めている。

1. 苦情解決業務(第1項)

旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者(運送、宿泊機関等)から旅行者等又は旅行サービス手配業者が取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する苦情について解決の申出があったときは、社員であるか否かを問わず、

- ①その相談に応じ、
- ②申出人に必要な助言をし、
- ③当該苦情に係る事情を調査するとともに、
- ④当該旅行者等又は旅行サービス手配業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2. 旅行業協会の権限(第2項及び第3項)

旅行業協会は、苦情の解決について必要があると認めるときは、当該旅行者等又は旅行サービス手配業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。社員は、正当な理由があるときを除き、これを拒んではならない。また、旅行業協会は苦情の解決に当たり、和解を強制したり、旅行者等に立入検査する権限はない。

3. 苦情解決の社員への周知(第4項)

旅行業協会は、苦情の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果については社員に周知させなければならない。周知させる必要があるのは社員のみであり、社員以外の旅行者等又は旅行サービス手配業者には周知させる義務はない。

4. 本条からの出題傾向：ポイント解説の太字箇所について正誤問題が出題される。正確に判断できるように準備することが必要である。

5. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.169「問題24-1・2・3・4」

(旅行業務及び旅行サービス手配業務の研修)

★ **第46条** 旅行業協会は、一定の課程を定め、次に掲げる研修を実施しなければならない。

(1) 旅行業者等が社員として加入しているものにあつては、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他旅行業者等の従業者に対する旅行業務の取扱いについての研修

(2) 旅行サービス手配業者が社員として加入しているものにあつては、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他旅行サービス手配業者の従業者に対する旅行サービス手配業務の取扱いについての研修

2 前項の研修は、社員以外の旅行業者等又は旅行サービス手配業者の従業者も受けることができるようにしなければならない。

《法第46条に関する施行規則その他の命令》なし**ポイント解説** (法第46条関連)

本条は、法第42条で定める旅行業協会の法定業務のうちの1つ「旅行業務の取扱いに従事する者又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修」について定めている。

1. 旅行業協会が実施する研修

(1) 旅行業協会は、一定の課程を定め、「旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修」、「その他旅行業者等の従業者に対する旅行業務の取扱いについての研修」を実施しなければならない。

(2) 旅行業協会は、一定の課程を定め、「旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修」、「その他旅行サービス手配業者の従業者に対する旅行サービス手配業務の取扱いについての研修」を実施しなければならない。

(3) 上記(1)及び(2)の研修は、社員はもとより社員以外の旅行業者等又は旅行サービス手配業者にも門戸が開かれていなければならない。

なお、運送・宿泊機関等に対する研修業務は行わないことにも注意。

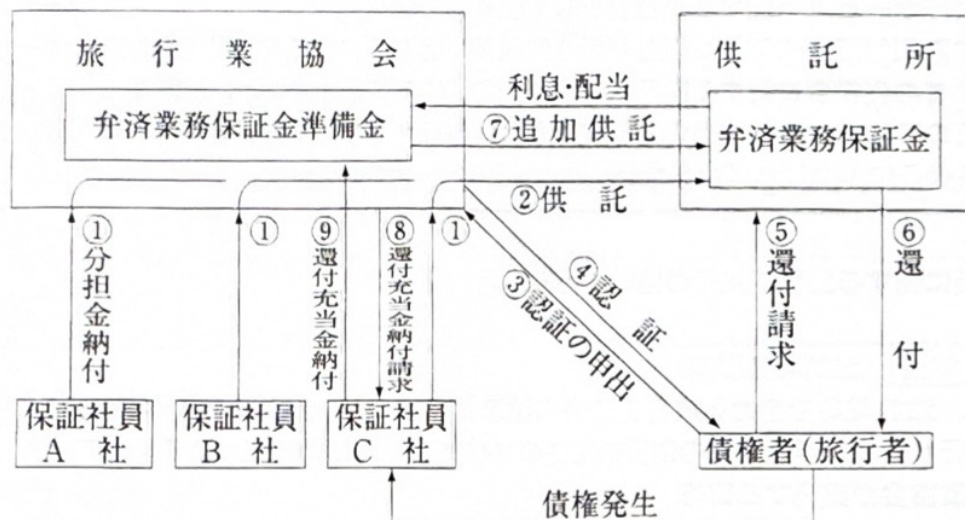
2. 本条からの出題傾向：本条単独での出題は、過去に見られないが、第42条第2号の具体的な内容なので目をとおしておくこと。

3. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.169「問題24-5」

《并済業務保証金制度の概略》

—概略を頭に入れてから条の学習を！

《并済業務保証金制度の概略》（概略を頭に入れてから条ごとの学習に進もう）



并済業務保証金制度は、営業保証金の負担軽減のための制度である。

- ① 旅行業協会の保証社員となろうとする旅行者は、旅行業協会に対し、営業保証金の5分の1（現行の并済業務規約による）に相当する額の「并済業務保証金分担金」を納付する。（法第49条）
これにより営業保証金の供託は免除されるので、債権を有する旅行者に一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内に当該申出がなかったときは、営業保証金を取り戻すことができる。
 - ② 旅行業協会は、保証社員から并済業務保証金分担金の納付を受けたならば、その日から7日以内に協会の最寄りの供託所に、これを「并済業務保証金」として供託する。（法第47条）
 - ③ 旅行業協会の保証社員と取引をした旅行者が、保証社員に対して「債権」を有するとき（例えば、保証社員が倒産したため旅行代金が返金されないような時）は、旅行業協会に対し、債権の存在を「認証」するよう申し出る。（法第48条及び規則第60条）
 - ④ 旅行業協会は、債権者の言う通りであれば、その債権を認証する。（規則第61条及び規則第62条）
 - ⑤ 認証を得た債権者である旅行者は、旅行業協会の認証書面を添えて、供託所に対し并済業務保証金からの還付（并済）を請求する。（供託規則第22条）なお、并済限度額は、営業保証金の1/5相当額ではなく、保証社員でなければ供託すべき営業保証金と同額である。（法第48条）
 - ⑥ 供託所は債権者に還付する。（供託規則第28条）
 - ⑦ 旅行業協会は、⑥の還付が実行された場合にはその日から21日以内に還付相当額を供託する。（法第48条第3項）
 - ⑧ 旅行業協会は、当該還付に係わる保証社員又は保証社員であった者に還付額相当の還付充当金を納付するよう通知する。（法第50条）
 - ⑨ 通知を受けた者は7日以内に還付充当金を納付しなければならない。7日以内に納付しないと保証社員はその地位を失う。（法第50条）保証社員の地位を失った旅行者は、営業保証金の供託義務の免除規定（法第53条）が受けられなくなるため、直ちに営業保証金を供託し、地位を失った日から7日以内に登録行政庁に届け出なければ、旅行業の登録は失効する。（法第54条）
- （注）⑧及び⑨は、倒産などした旅行者が還付充当金の納付や営業保証金の供託ができないであろうことを承知のうえで、当該旅行者の登録を取り消すためのステップとしての規定である。

(弁済業務保証金の供託)

★★★

第47条 旅行業協会は、第49条第1項から第3項までの規定により弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、その日から7日以内に、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、その納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。

2 弁済業務保証金の供託は、旅行業協会の住所の最寄りの供託所にしなければならない。

3 第7条第2項及び第8条第6項の規定は、第1項の規定により弁済業務保証金を供託する場合に準用する。

《法第47条に関する施行規則その他の命令》なし**ポイント解説** (法第47条関連)

本条は、旅行業協会の弁済業務保証金の供託について定めたものである。

1. 弁済業務保証金制度

弁済業務保証金制度の全体像は、P.156に記載のとおりであるが、旅行業協会の保証社員相互の連帯保証により営業保証金の負担を軽減する制度である。すなわち、旅行業者の営業保証金供託義務(法第7条及び第8条)は、旅行業者にとって大きなコストであるが、弁済業務保証金制度により、**営業保証金の1/5相当額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付すること**で、旅行業協会の保証社員となり、営業保証金の供託額より少ない負担で旅行業を営むことができる。

2. 弁済業務保証金分担金の納付

旅行業者から弁済業務保証金分担金の納付を受けた**旅行業協会は、その日から7日以内に、その納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を、旅行業協会最寄りの供託所に供託しなければならない。**

3. 本条からの出題傾向：本条では、ポイント解説の太字箇所に関する正誤問題が出題される。

(弁済業務保証金の還付)

★★★

第48条 保証社員(次条第1項の規定により弁済業務保証金分担金を納付した社員をいう。以下同じ。)又は当該保証社員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、観光庁長官の指定する弁済業務開始日以後、その取引によって生じた債権に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内(当該保証社員について既に次項の認証をした債権があるときはその額を控除し、第50条第2項の規定により納付を受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内)において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利を実行しようとする者は、その債権について旅行業協会の認証を受けなければならない。

3 旅行業協会は、第1項の権利の実行があった場合においては、その日から21日以内に、当該還付額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。

4 第7条第2項及び第8条第6項の規定は、前項の規定により弁済業務保証金を供託する場合に準用する。

5 第1項の弁済限度額は、第53条の規定の適用がないとしたならば当該保証社員である旅行業者が供託すべきこととなる営業保証金の額を下ることができない。

6 第1項の権利の実行に関し必要な事項は法務省令・国土交通省令で、第2項の認証に関し必要な事項は国土交通省令で定める。

《法第48条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(認証の申出)＝法第48条関連

規則第60条 法第48条第2項の規定によりその債権について旅行業協会の認証(以下「認証」という。)を受けようとする者は、その者と取引をした保証社員(その者と取引をした旅行業者代理業者の所属旅行業者たる保証社員を含む。以下「認証対象保証社員」という。)が属する旅行業協会の弁済業務規約で定めるところにより、当該旅行業協会に認証の申出をしなければならない。

(認証の基準)＝法第48条第2項関連

規則第61条 旅行業協会は、認証の申出があつたときは、当該申出に理由がないと認める場合、認証の申出に係る債権について認証対象保証社員から弁済を受けることができないことについて申出人に故意又は重大な過失があると認める場合及び法第48条第1項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合を除き、当該申出に係る債権について認証をしなければならない。

(認証事務の処理)＝法第48条第2項関連

規則第62条 旅行業協会は、認証に係る事務を処理する場合には、認証申出書の受理の順序に従ってしなければならない。

2 前項の規定の適用については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出(認証対象保証社員について、以前に弁済業務保証金の還付が行われ、還付充当金が納付された場合にあっては、当該納付があつた後最初の認証の申出)のあつた日から60日を経過した日までになされた認証対象保証社員に係る旅行者からの認証の申出は、当該最初の認証の申出のあつた日から60日を経過した日に同時に受理されたものとみなす。

3 旅行業協会は、申出人に対し、認証をする旨又は認証を拒否する旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

●旅行業協会弁済業務保証金規則(法務省令・国土交通省令)

(供託規則の適用)

第6条 この規定に定めるもののほか、弁済業務保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続きによる。

●供託規則(法務省令)

(供託物払渡し請求書)＝法第48条及び旅行業協会営業保証金規則第6条関連

第22条 供託物の還付を受けようとする者又は供託物の取戻しをしようとする者は、供託物の種類に従い、第二十五号から第二十六号の二までの様式による供託物払渡し請求書(供託物が有価証券又は振替国債であるときは請求書2通)を提出しなければならない。

(第2項省略)

(払渡しの手続)＝法第48条関連

第28条 供託官は、供託金の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡し請求書に払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。この場合には、供託官は、請求者をして当該請求書に受領を証させ、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い小切手を振り出して請求者に交付しなければならない。

(第2項以下省略)

●**弁済業務規約(一般社団法人日本旅行業協会)**＝法第48条及び法第49条関連

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本旅行業協会(以下「**本会**」という。)が旅行業法(昭和27年法律第239号。以下「**法**」という。)の規定に基づき弁済業務を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(弁済業務保証金分担金の納付)

第4条 保証社員になろうとする者は、法第49条第1項及びこの規約の定めるところにより弁済業務保証金分担金を本会に納付しなければならない。

2 保証社員は、各事業年度終了後において、又は法第6条の4第1項の変更登録を受けた場合において、それぞれ弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときは、法第49条第2項及びこの規約の定めるところによりその増額分の弁済業務保証金分担金を本会に納付しなければならない。

3 保証社員は、この規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が増額されたときは、法第49条第3項及びこの規約の定めるところによりその増額分の弁済業務保証金分担金を本会に納付しなければならない。

(以下略)

(取引額の報告)

第4条の2 保証社員は、法第10条の規定に基づき、毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度における旅行者との取引の額を登録行政庁に報告するときには、本会に対してもこの報告をしなければならない。

(弁済業務保証金分担金の額)

第5条 弁済業務保証金分担金の額は、前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額(旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号。以下「**施行規則**」という。)第6条の2第1項で定める場合にあつては、同条第2項で定める額)に応じ、法第4条第1項第3号の業務の範囲の別ごとに、別表第1の額(保証社員の業務範囲が第1種旅行業務である場合にあつては、別表第1の額に別表第2の額を加えた額)とする。

《別表》

営業保証金の額を記載した規則第7条の表中の金額をそれぞれ1/5にした金額の表(省略)

ポイント解説（法第48条関連）

本条は、弁済業務保証金からの還付手続について定めている。

1. 還付対象と還付手続

- (1) 保証社員又は保証社員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、観光庁長官の指定する弁済業務開始日（現在、指定されている2つの旅行業協会については、昭和47年8月1日）以降、その取引によって生じた債権に関し、弁済業務規約に定める弁済限度額の範囲内において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済（還付）を受ける権利を有する。（第1項）
- (2) 上記の権利を実行しようとする旅行者は、その債権について旅行業協会の認証を受けなければならない。（第2項）
- (3) 旅行業協会は、権利の実行があった場合は、その日から21日以内に、当該還付額相当の弁済業務保証金を供託（追加供託）しなければならない。（第3項）

2. 弁済限度額

弁済限度額は、法第53条（営業保証金の供託の免除）の規定がないとしたならば当該保証社員である旅行業者が供託すべきこととなる営業保証金の額を下ることができない。すなわち、弁済業務保証金分担金の額ではなく、その5倍相当の額（営業保証金と同額）となる。（第5項）

3. 本条からの出題傾向：ポイント解説の太字の箇所についての正誤問題が出題される。正確に判断できるように準備することが必要である。

4. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.170「問題25－2・3・8」

（弁済業務保証金分担金の納付等）

★★★

第49条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日までに、弁済業務保証金に充てるため、弁済業務規約で定める額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。

- (1) 旅行業協会に加入しようとする旅行業者 その加入しようとする日
 - (2) 第41条第1項の指定の日に旅行業協会の社員である旅行業者 前条第1項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日の1月前の日
- 2 保証社員は、毎事業年度終了後においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときはその終了の日の翌日から100日以内に、第6条の4第1項の変更登録を受けた場合においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときは変更登録を受けた日から14日以内に、その増加することとなる額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 3 保証社員は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が増額されたときは、弁済業務規約で定める期日までに、その増額分の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 4 社員は、第1項第(2)号又は前二項に規定する期日までにこれらの規定による弁済業務保証金分担金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。

《法第49条に関する施行規則その他の命令》なし

ポイント解説 (法第49条関連)

本条は、旅行業協会の社員になろうとする者(旅行者)の并済業務保証金分担金の納付義務について定めている。

1. 并済業務保証金分担金の納付期限

- (1) 旅行業協会に加入しようとする旅行者は、**加入しようとする日までに**、并済業務保証金分担金を納付しなければならない。(第1項第1号)
- (2) 新たな旅行業協会が法第41条第1項により指定を受ける日に、その旅行業協会の社員である旅行者は、観光庁長官の指定する并済業務開始日の1月前の日までに并済業務保証金分担金を納付しなければならない。(第1項第2号)

2. 并済業務保証金分担金の追加納付

保証社員は、次の場合に并済業務保証金分担金の追加納付をしなければならない。

- (1) **毎事業年度終了後**において、その并済業務保証金分担金の額が**増加することとなる**ときは、**事業年度終了後の翌日から起算して100日以内に**、その増加することとなる分担金を旅行業協会に納付しなければならない。(第2項)
- (2) **変更登録を受けた場合**において、その并済業務保証金分担金の額が**増加することとなる**ときは**変更登録を受けた日から14日以内に**、その増加することとなる額の并済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。(第2項)
- (3) 現行規約では、営業保証金の額の1/5相当額と定められている并済業務保証金分担金が、例えば1/4相当額に改訂するといった規約の変更によりその并済業務保証金分担金の額が**増加することとなった**ときは、**并済業務規約の定める期日までに**、その増額分の并済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。(第3項)

3. 納付期限と未納の効果

保証社員は、**所定の期日までにこれらの規定による并済業務保証金分担金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。**(第4項)

なお、旅行者は、保証社員でなくなったときは、**直ちに、営業保証金を供託しなければならない。**(法第54条第3項)

《并済業務保証金分担金の納付期限》

納付の理由	納付期限	未納の効果
①旅行業協会に新加入	加入しようとする日までに	加入できない
②取引額の増加	事業年度終了の日の翌日から100日以内	旅行業協会の社員の地位を失う。※
③変更登録による増額	変更登録を受けた日から14日以内	
④并済業務規約の改正による増額	規約に定める日まで	

※社員の地位を失ったときは、その日から7日以内に営業保証金を供託し、登録行政庁に供託の届出をしなければならない。期間内に届出がないときは、旅行業の登録は失効する。

4. 本条からの出題傾向：納付の理由ごとの納付期限についての正誤問題が出題される。

5. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.170「問題25－1・4・7」

(還付充当金の納付等)

★★

第50条 旅行業協会は、第48条第1項の規定により弁済業務保証金の還付があったときは、当該還付に係る保証社員又は保証社員であった者に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた保証社員又は保証社員であった者は、その通知を受けた日から7日以内に、その通知された額の還付充当金を旅行業協会に納付しなければならない。

3 保証社員は、前項に規定する期日までに第1項の還付充当金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。

《法第50条に関する施行規則その他の命令》なし

ポイント解説 (法第50条関連)

本条は、債権を有する旅行者に弁済業務保証金から還付された場合に、当該還付に係る保証社員の還付充当金の納付義務を定めている。

1. 還付充当金納付の流れ

(1) 旅行業協会は、法第48条第1項の規定により弁済業務保証金の還付があったときは、当該還付に係る保証社員又は保証社員であった者に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を納付すべきことを通知しなければならない。(第1項)

(2) その通知を受けた保証社員又は保証社員であった者は、その通知を受けた日から7日以内に、当該還付充当金を納付しなければならない。(第2項)

(3) 保証社員は、上記の期日までに当該還付充当金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。(第3項)

(4) 旅行者は、保証社員でなくなったときは、直ちに、営業保証金を供託しなければならない。(法第54条第3項)

実際には、弁済業務保証金の還付は、保証社員が倒産などに陥ったために行われることが多いことから、当該保証社員はほとんどの場合、還付充当金を納付することは困難であると思われる。したがって、還付充当金の納付義務を定めた本条第2項は、保証社員の地位を失うことを定めた第3項に至るプロセスとして定められているといえる。

2. 本条からの出題傾向：還付充当金の納付期限と納付しなかったときの社員の地位についての正誤問題が出題される。

3. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.170「問題25-5」

(弁済業務保証金の取戻し等)

- 第51条** 旅行業協会は、保証社員が旅行業協会の社員の地位を失ったときは、当該保証社員であった者が第49条の規定により納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額の弁済業務保証金を、毎事業年度終了後又は保証社員が第6条の4第1項の変更登録を受けた場合において当該保証社員に係る第49条の弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、その減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。
- 2 旅行業協会は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が減額されたときは、全ての保証社員の減額分に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。
- 3 旅行業協会は、前二項の規定により弁済業務保証金を取り戻したときは、当該保証社員であった者又は保証社員に対し、その取り戻した額に相当する額の弁済業務保証金分担金を返還する。
- 4 前項の場合において、当該保証社員が社員の地位を失ったときは次項に規定する期間が経過した後、旅行業協会が当該保証社員であった者又は保証社員に対して債権を有するときはその債権に関し弁済が完了した後、旅行業協会が当該保証社員であった者又は保証社員に関し第48条第2項の認証をした債権があるときは当該債権に関して生ずることとなる前条第1項の還付充当金の債権に関し弁済が完了した後、前項の弁済業務保証金分担金を返還する。
- 5 旅行業協会は、保証社員が社員の地位を失ったときは、当該保証社員であった者又は当該保証社員であった者を所属旅行者とする旅行者代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であった者が保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し第48条第1項の権利を有する者に対し、6月を下らない一定期間内に同条第2項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。
- 6 旅行業協会は、前項の期間内に申出のなかった同項の債権に関しては、第48条第2項の認証をすることができない。
- 7 第9条第9項の規定は、第1項及び第2項の規定により弁済業務保証金を取り戻す場合に準用する。

《法第51条に関する施行規則その他の命令》なし**ポイント解説** (法第51条関連)

本条は、旅行業協会が供託した弁済業務保証金の取戻し及び保証社員への弁済業務保証金分担金の返還について定めている。

1. **本条からの出題傾向**：本条からは、過去ほとんど出題されていないが、ひととおり目を通しておくこと。

(弁済業務保証金準備金)

- ★ **第52条** 旅行業協会は、第48条第3項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において還付充当金の納付がなかったときの弁済業務保証金の供託に充てるため、弁済業務保証金準備金を積み立てなければならない。
- 2 旅行業協会は、弁済業務保証金(第47条第3項において準用する第8条第6項の規定により供託された有価証券を含む。)から生ずる利息又は配当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。
- 3 旅行業協会は、第48条第3項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において、第1項の弁済業務保証金準備金をこれに充ててなお不足するときは、その不足額に充てるため、

保証社員に対し、弁済業務規約で定める額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた保証社員は、その通知を受けた日から1月以内に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。

5 第50条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

6 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金を第48条第3項の規定による弁済業務保証金の供託に充てた後において、第50条第2項の規定により当該弁済業務保証金の供託に係る還付充当金の納付を受けたときは、その還付充当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額を超えることとなるときは、観光庁長官の認可を受けて、第42条各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、その超えることとなる額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。

《法第52条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(弁済業務保証金準備金の取り崩し)＝法第52条第7項関連

規則第63条 法第52条第7項の国土交通省令で定める額は、旅行業協会ごとに、当該旅行業協会に係る弁済業務保証金の還付に関する状況及び旅行業務に関し取引をした旅行者の保護を考慮して、観光庁長官が告示で定める額とする。

ポイント解説 (法第52条関連)

本条は、旅行業協会が供託している弁済業務保証金の還付が行われ、かつ当該還付に係る保証社員から還付充当金が納付されなかったことに伴い、弁済業務保証金が不足することになった場合に備えるための弁済業務保証金準備金及び特別弁済業務保証金分担金について定めている。

1. 弁済業務保証金準備金

弁済業務保証金制度は、**営業保証金の1/5相当額の分担金**を納付すればよい制度であり、いってみれば、残りの4/5相当額は、保証社員全員で担保する仕組みである。しかし、還付が実行されるたびにその都度、特別弁済業務保証金分担金を残りの全保証社員から徴収するのでなく、可能な限り供託している弁済業務保証金に対する利息や配当金を将来における不足額の穴埋めをするために旅行業協会が積立てを行い、不足することになったときは、まずこの積立金から穴埋めするという趣旨で定められたものが**弁済業務保証金準備金**である。また、それでも、なお不足するときに、他の保証社員から**特別弁済業務保証金分担金**を徴収する制度となっている。

2. 本条からの出題傾向：本条からは、過去ほとんど出題されていないが、ひととおり目を通しておくこと。

(営業保証金の供託の免除)

★ **第53条** 保証社員は、第48条第1項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日以後、この法律の規定による営業保証金を供託することを要しない。

《法第53条に関する施行規則その他の命令》なし

ポイント解説 (法第53条関連)

本条は、保証社員の営業保証金供託義務の免除について定めている。

1. 営業保証金の供託の免除

保証社員が弁済業務保証金を納付し、旅行業協会がこれを弁済業務保証金として供託すれば、営業保証金と同様な機能を持つので、保証社員の営業保証金供託義務を免除したものである。

2. 本条からの出題傾向：本条からは、過去ほとんど出題されていないが、弁済業務保証金制度を理解するうえで、その重要な一部をなしていることからひととおり目を通しておくこと。

(保証社員となった場合の営業保証金の取戻し等)

★★ **第54条** 旅行業者は、旅行業協会の保証社員となったときは、供託した営業保証金を取り戻すことができる。

2 第9条第8項及び第9項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合に準用する。

3 旅行業者は、保証社員でなくなったときは、直ちに、営業保証金を供託しなければならない。

4 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第54条第3項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第54条第3項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から14日以内に」とあるのは「保証社員でなくなった日から7日以内に」と読み替える。

《法第54条に関する施行規則その他の命令》なし

ポイント解説 (法第54条関連)

本条は、旅行業者が保証社員になることにより生じる営業保証金の取戻し及び旅行業者が保証社員でなくなったことにより生じる営業保証金の供託義務について定めている。

1. 保証社員となったとき(第1項、第2項)

旅行業者は、旅行業協会の保証社員となったときは、供託した営業保証金を取り戻すことができる。ただし、保証社員となった場合、直に取り戻すことができるわけではなく、債権を有する旅行者に対し6箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかった場合でなければ、取り戻すことはできない。

なお、営業保証金の取戻しについての詳細は、法第9条のポイント解説(P52～53)を参照。

2. 保証社員でなくなったとき(第3項、第4項)

反対に、旅行業者は、保証社員でなくなったときは、直ちに営業保証金を供託しなければならない。営業保証金を供託した上で、保証社員でなくなった日から7日以内に供託した旨の届出を登録行政庁に対してしなければならない。この期日までに届出をしないときは、催告期間なしに当該旅行業者に係る登録は、その効力を失う。

3. 本条からの出題傾向：ポイント解説の太字箇所についての正誤問題が出題される。正確に判断できるように準備する必要がある。

4. 本条に関する理解度チェック

(保証社員の旅行業約款の記載事項)

★★ **第55条** 保証社員は、その旅行業約款に次に掲げる事項を明示しておかなければならない。

- (1) その所属する旅行業協会の名称及び所在地
- (2) 保証社員又は当該保証社員を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした者は、その取引によって生じた債権に関し、当該保証社員が所属する旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受けることができること。
- (3) 当該保証社員に係る弁済業務保証金からの弁済限度額
- (4) 営業保証金を供託していないこと。

《法第55条に関する施行規則その他の命令》なし

ポイント解説 (法第55条関連)

本条は、保証社員がその旅行業約款に記載しなければならない事項について定めている。

1. 保証社員の旅行業約款記載事項

旅行業約款の記載事項として規則第23条(P.76)に定められている事項のうち、「(6)保証社員である旅行者にあっては、法第55条に掲げる事項」を定めたものが本条である。

《旅行業約款の記載事項比較》

保証社員である旅行者	保証社員でない旅行者
• その所属する旅行業協会の名称及び所在地 • 保証社員又は当該保証社員を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした者は、その取引によって生じた債権に関し、当該保証社員が所属する旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受けることができること。 • 当該保証社員に係る弁済業務保証金からの弁済限度額(※) • 営業保証金を供託していないこと。	• 営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地並びに旅行業務に関し取引をした者は、その取引によって生じた債権に関し当該営業保証金から弁済を受けることができること。(規則第23条第7号)

※保証社員の旅行業約款には「弁済業務保証金からの弁済限度額」の記載が義務付けられているが、保証社員でない旅行者の旅行業約款には、営業保証金の額を記載することは義務付けられていない。(規則第23条第7号)また、弁済業務保証金からの弁済限度額が変更になっても、その変更は、「軽微な変更(契約規則第2条)」に該当するので、旅行業約款の認可を受け直す必要はない。

2. 本条からの出題傾向：保証社員である旅行者の約款への記載事項について正誤問題が出題されることがある。

(弁済業務規約の認可)

第56条 旅行業協会は、次に掲げる事項に関し弁済業務規約を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 弁済業務保証金分担金の額及び納付の方法に関する事項
 - (2) 弁済限度額及び債権の認証に関する事項
 - (3) 還付充当金の納付の方法に関する事項
 - (4) 弁済業務保証金の取戻し及び取戻金の管理に関する事項
 - (5) 弁済業務保証金分担金の返還に関する事項
 - (6) 弁済業務保証金準備金の管理の方法並びに特別弁済業務保証金分担金の額及び納付の方法に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、弁済業務の実施に関し必要な事項
- 2 観光庁長官は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済業務の適正かつ確実な実施上不適当なものとなったと認めるときは、旅行業協会に対し、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)

第57条 旅行業協会は、毎事業年度開始前に(第41条第1項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 旅行業協会は、毎事業年度経過後3箇月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、観光庁長官に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第58条 旅行業協会の役員の選任及び解任は、観光庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第56条第1項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第41条第1項第(5)号若しくは第(6)号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第59条 観光庁長官は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、旅行業協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第60条 観光庁長官は、旅行業協会が次の各号のいずれかに該当するときは、第41条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 第42条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - (2) この法律、この法律に基づく命令又は第56条第1項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反したとき。
 - (3) 第56条第2項、第58条第2項又は前条の規定による処分に違反したとき。
- 2 観光庁長官は、第41条第1項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。



(指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等)

第61条 旅行業協会が第41条第1項の指定を取り消され、又は解散した場合においては、当該旅行業協会の保証社員であつた旅行者は、営業保証金を供託しなければならない。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第61条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第61条第1項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から14日以内に」とあるのは「旅行業協会が第41条第1項の指定を取り消され、又は解散した日から21日以内に」と読み替える。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第62条 観光庁長官は、第41条第1項の指定を取り消され、又は解散した旅行業協会(以下「旧協会」という。)の保証社員であつた旅行者のうち前条第2項において準用する第18条第3項の規定により登録が効力を失ったため第20条第1項の規定により登録を抹消された者に関する事項を旧協会に通知する。

- 2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取り戻すことができる。ただし、同項の通知に係る保証社員であつた者の弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であつた者に係る第48条第2項の認証をした債権で同条第1項の権利が実行されていないものの合計額に相当する額の弁済業務保証金については、この限りでない。
- 3 旧協会は、第一項の通知を受けたときは、同項の通知に係る保証社員であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行者とする旅行者代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社員であつた期間におけるものによって生じた債権に関し第48条第1項の権利を有する者に対し、6月を下らない一定期間内に同条第2項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。
- 4 旧協会は、前項の規定による公告をした後においては、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第48条第2項の規定による認証の事務を行うものとする。
- 5 旧協会は、第三項の公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権に関する認証の事務が終了した後は、その時において供託されている弁済業務保証金のうちその時まで第48条第2項の認証をした債権で同条第1項の権利が実行されていないものの合計額を控除した額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。
- 6 旧協会は、第三項の公告に定める期間の後6月を経過した日以後は、その時においてなお供託されている弁済業務保証金を取り戻すことができる。
- 7 第9条第8項及び第9項の規定は第3項の規定により公告をする場合に、同条第9項の規定は第2項及び前二項の規定により弁済業務保証金を取り戻す場合に準用する。

(指定の取消し等の場合の弁済業務保証金等の交付)

第63条 旧協会は、前条第2項、第5項及び第6項の規定により取り戻した弁済業務保証金、第41条第1項の指定を取り消され、又は解散した日(以下「指定取消し等の日」という。)以後において第50条第2項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金(指定取消し等の日以後において第52条第4項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担金を含む。)を、指定取消し等の日に保証社員であつた者に対し、これらの者に係る弁済業務保証金分担金の額に応じ、政令で定めるところにより、交付する。

《法第56条～法第63条に関する施行規則その他の命令》なし

理解度チェック

旅行業協会

(解答は、P.191～192)

【問題23】次の記述のうち、旅行業協会の法定業務として定められているものに○印を、定められていないものに×印をつけなさい。

1. 旅行需要を喚起するための各種イベントの開催
2. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
3. 旅行者からの苦情に限った旅行業者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決
4. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する指導
5. 旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する取引の公正を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する立入検査を含む業務監査
6. 訪日外国人旅行者数及び日本人の海外旅行者数の増加のための諸施策の推進
7. 旅行業務に関し社員である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と取引をした運送・宿泊機関等旅行サービス提供者に対しその取引によって生じた債権に関し弁済をする業務
8. 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の利益増進のための調査、研究及び広報

【問題24】旅行業協会の「苦情の解決」「旅行業務及び旅行サービス手配業務の研修」に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業協会は、社員以外の旅行業者等又は旅行サービス手配業者が取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する苦情についても、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
2. 旅行業協会は、旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する苦情の解決について必要があると認めるときは、当該旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対し、文書又は口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
3. 社員は、旅行業協会から苦情の解決について口頭による説明又は必要な資料の提出を求められたときは、必ずこれに応じなければならない。
4. 旅行業協会は、旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する苦情の解決についての申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について社員以外の旅行業者等又は旅行サービス手配業者にも周知させなければならない。
5. 旅行業協会は、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の従業者に対する研修を実施するときは、社員以外の旅行業者等又は旅行サービス手配業者の従業者も受けることができるようにしなければならない。

【問題25】 弁済業務保証金に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業協会に加入しようとする旅行業者は、その加入しようとする日までに、弁済業務規約で定める弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
2. 保証社員又は当該保証社員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者及び当該保証社員から手配を依頼された旅行サービス手配業者は、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。
3. 旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を実行しようとする者は、その債権について登録行政庁の認証を受けなければならない。
4. 保証社員は、毎事業年度終了後においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときはその終了の日から100日以内にその増加することとなる額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
5. 旅行業協会から還付額に相当する額の還付充当金を納付するよう通知を受けた保証社員は、その通知を受けた日から7日以内に当該還付充当金を旅行業協会に納付しなければならない。この場合において、その期日までに納付しないときは、当該旅行業者は旅行業協会の社員の地位を失う。
6. 保証社員である旅行業者が社員の地位を失ったときは、営業保証金を供託した上で、保証社員でなくなった日から7日以内にその旨を登録行政庁に届け出なければならない。この期日までに届出をしないときは、当該旅行業者に係る登録はその効力を失う。
7. 保証社員は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が増額されたときは、弁済業務規約に定める期日までに、その増額分の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
8. 保証社員である旅行業者の弁済限度額は、当該旅行業者が旅行業協会に納付している弁済業務保証金分担金の額の範囲内までである。